

1 [設問1] (1)

2 1. XはY市を被告として、本件フェリスの撤去の^{命令}義務付けの訴え
3 (行政事件訴訟法(以下同) 3条6項1号)を以てすることが認められる。

4 (1) まず、本件では、本件フェリスの撤去に関して、ほ71条に基づく
5 命令を発せようといふことから、裁判所にこれ判断が可能な程度
6 に特定されているとして、「一定の処分」(37条の2第1項)にあたる。

7 (2) これでは、「重大な損害」は認められるか。同条第2項に依
8 って判断する。

9 本件の場合、本件フェリスにより、本件市道が閉鎖されてしまふと
10 C小学校へ通う子どもたちも、B通りを再び通うはけはなくなる
11 なる。B通りは本件市道よりも交通量が大きく、子どもたちにとって
12 危険が大きい。交通事故があつた場合は、子どもの^{精神}中身
13 体にも大きなダメージを負わせることにはなつてしまふ。取り返し
14 つかないといえる。

15 したがって、「重大な損害」が生ずるおそれが認められる。

16 (3) 次に、「損害を避けるために他に適当な方法がない」と言
17 えるか。当該補充性の有無の検討の際に、他に民事訴訟
18 での救済の可能性がある場合に、その関係性が問題となる。
19 こと。民事訴訟での救済が存在する場合においては、訴え
20 を提起する者は、抗告訴訟と民事訴訟を選択的に用いること
21 ができると考えらるべきである。つまり、民事訴訟での救済が存
22 在するからといって、当然に補充性が否定されることにはならない。
23 補充性の有無については、個別に行政的救済が設けられてい

第 問

るかに判断すべきである。

本件では、特設の救済方法は規定されてはいない。

したがって、補充性も認められる。

2
(4) 2
これでは、X5に原告資格(37条の2第4項)は認められるか。

(1) X5が「法律上の利益を有する者」に当たるかが問題となる。

ここで、法律上の利益を有する者とは、当該処分がなされることにより、自己の^権利益若しくは法律上の利益が害され、又は必然的に害される者のことをいう。この法律上の利益に当たるかどうか、当該行政法規が^か定められていない特設多数者の具体的利益を一般的公益の中に吸収解消させるにこだわらず、それが帰属する個人個人の個人的利益としてもこれを保護する趣旨を考慮して解されるかどうかを判断する。その際には、9条2項の1位で判断する(37条の2第4項)。

(2) 本件の場合、X5が主張する利益は、本件フェリスに於いて、(3画)を通じるを得ず、子どもに与える生命・身体を保護する利益にある。

まず、民法は、交通の発達に寄与しなから、公共の福祉の増進をも目的としている。つまり、交通の安全をも目的としている。

そして、路線の認定の際には、公示がなされることになっている(民法9条)。これは、周辺住民に影響を与えるため、このことは取り扱いはなされているといえる。

このため、本件フェリスに於いて、本件市道が閉鎖されることは、周辺住民の生命・身体に安全に^か影響を及ぼし得ることから、上記通り、一般的公益としては保護されているといえる。

第

問

第 問

これ、本件フェリス市道が閉鎖されることにより受ける影響は、本件フェリスの近隣であればあるほど、その影響力は大きい。また、B通りにおいて、事故が発生した場合において被害の損害は重大なものとあり、取り返しのつかない利益がある。したがって、法は、X5が主張する^{利益につきとも}個別的事として、これを保護しているといえる。

(3) 本件では、X5は、本件土地上の居住において、X2が小学校に通う際にも、本件市道を利用してきている。これ、本件市道が閉鎖されると、交通量の多いB通りを通って通学しなければならぬことになる。

(4) 以上より、X5には原告資格が認められる。

も3、また、Y市を被告とする以上、被告資格(38条1項、11条1項)としても、適切である。

4、以上より、上記訴えの訴訟事件は元々正れる。

【設問1】(2)

1 X5は、^{Aに對し}本件フェリスの撤去を求めたことは、裁量権の逸脱・濫用に当たると主張する(37条の2第5項)。

また、ほ71条に於いて、「~~この~~」^{この}文言が、撤去命令の発出について結果裁量が与えられていることは、この文言が付けられている。これ、本件フェリスの工作物については、道路の交通事情を踏まえる必要があり、地域の事情に応じた専門技術的判断が求められるところである。

このため、Y市^長には、同命令の発出につき裁量が認められる。

2. 上記、本件では、(イ)本件市道の利用が乏しいとされているが、
X2は毎学路としても使用しており、本件市道の利用が乏しいと
は言えない。また、(ロ)本件市道上への国路との接触事故を
防ぐ必要があるとして張り切るも、本件市道の閉鎖により、今度は
X2はこのC小学校へ通う子どもにろが、B再りも再とむるを
得ず、危険がまじむ。上記、(ウ)Aが元復しを希望している
からといって、X25が被る不利益を無視してよいことにはならない。
以上より、上記事情につき、考慮不尽があり、裁量権の逸脱
・濫用がある。

第

[設問2] (1)

1. 本件市道の路線の廃止は、「処分」(条2項)に当るから。
2. ここで、「処分」であるとは、公権力の主体たる国又は公共団体の行為のうち直接国民の権利義務を形成し、その範囲を確定することから法律上認められるものをいう。具体的には、①公権力性、②法的効果性の有無をもとに判断する。
3. ①本件では、①路線の廃止は、法10条1項に基づき、市町村長が一方的にこれを行うことが認められるため、公権力性を有するといえる。

問

(2) 本件では、②法的効果性についてはどうか。路線の廃止については、個別具体的は者に向けられるものではなく、一般抽象的はものとして、全体に向けられる廃止の決定であるからにも思える。

もっとも、この点については、廃止の決定につき、道路敷地の所

第 問

1 所有者と通行者として受ける法的地位の変動が異なるため、
2 分けで検討していく。

3 (3) 道路敷地、所有者

4 道路の区域が決定された場合においては、当該敷地所有者
5 は、同区域内の上地の形質の変更や工作物の新築が禁じ
6 られるほど、一定の制約を受けるとなる（法91条）。そして、
7 路線の廃止については、決定がなされている区域をこれから
8 解放させるものとして、上記のような禁じられていた制約が解
9 かれることとなる。そうすると、この区域の決定からの解放に
10 ついても、同じように法的地位の変動があるものといえる。
11 更に、91条3項においても、上記地位の変動があるを見越した
12 上で、損失補償が認められているとも考えられる。

13 したがって、敷地所有者に対しては、法的効果性が認められる。

14 (4) 通行者

15 通行者は、道路の区域が決定された場合においては、当該
16 道路において「交通の支障を及ぼす虞のある行為」（43条2号）
17 をすることができない。また、
18

19 もともと、当該制約については、道路の性質上、当然に予定
20 がされる制約であるといえる。したがって、これによって、通行者
21 が受ける影響は事実上のものではないといえる。

22 したがって、路線の廃止において、通行者への法的効果性は
23 認められない。

4. 以上より、路線の廃止は「充分」に当たる。

[設問2] (2)

1. X市長. 路線の廃止が. Y市長の裁量権の逸脱・濫用に
当り. 違法であると主張する。

(1) まず. 本件においては. 法10条により. 「認められる場合には」
という文言から事件裁量があるといえる。また. 「廃止すること
ができる」という文言からは. 効果裁量が認められる。これ. 路線
の廃止決定においては. 必要性の面において. 地域の事情に
基づかなければならない以上. 専門技術的の判断が求め
られる。

(2) しかしながら. Y市長には. 同決定につき. 裁量が認められる。

2. ここで. 裁量権の行使については. その判断が重要な事
実の基礎を欠き. 社会通念上 妥当ではない場合には. 裁量
の逸脱・濫用があるといえる(30条)。

3. 本件では. 法は. 交通の発達とともに同地区に伴う
同団への影響を考慮し. 調整を^{目的}するものと解釈することが
できる。そうであるから. 「一般交通の用に供する必要がある
はなし」(法10条)では. 住民の用途も踏まえし決まるべきである。

(1) 本件の場合. 本件市道をX2は通学路として利用をして
いた。そうであるから. Y市長に対する本件保育園の関係者以外に
よる利用は乏しいとすることは. 限定的な想定にすぎない。

(2) しかしながら. この点につき. 考慮不十分がある。

4. 以上. Y市では. 路線の廃止には土地所有者の同意
を要するとする内部基準を設けている。

（
第
問
）

1 同内部基準は、法的拘束力をもたない行政規則である。また
2 同基準が公表されている場合には、一般人の信頼を保護す
3 く、これと異なる取扱いを認めることは、原則許されないもの
4 とされる。

5 (1) 本件についてこれを見ると、まず同基準については、路線の廃止
6 を近隣住民に影響を及ぼすことから、同意を求めると
7 を求める旨は合理性を有する。また、本件基準は、Y市の
8 ウェブサイト上で公表がなされている。また、本件においては、
9 X社の同意を求めないことも特段の事情は認められない。

10 (2) したがって、本件内部基準の作りの適用につき、重要な事
11 実の基礎が欠けて認められる。

12 5. 以上より、Y市長の行為は裁量の逸脱・濫用により、違法
13 である。 以上